令和８年（フ）第１５号
茨城県結城市大字小田林1258番地　笠島ハウジングＣ棟
債務者　柳　　秀仁
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第３０号
茨城県下妻市赤須608番地６
債務者　新井　真琴
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第７６４号
川崎市川崎区伊勢町１番５号　ガーデンハイム　102
債務者　國分　輝久
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７９２号
川崎市多摩区南生田６丁目23番６号　田崎ハイツ　103
債務者　朝井　隆生
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７９５号
川崎市麻生区東百合丘２丁目３番２号　藤内方
債務者　池田　順子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１９３号
長野市安茂里小市４丁目29番１－４号　小市団地　2926棟104
債務者　戸谷　妙子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３８５号
岐阜県各務原市蘇原熊田町２丁目５番地（メゾン・ド・レファシ　101）
債務者　畠添　正治
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４００号
岐阜県各務原市尾崎西町２丁目１番地（尾崎団地Ａ14棟1414）
債務者　民田　敏郎
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第５４２号
静岡県藤枝市本町４丁目７番50号
債務者　谷下　雄二
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４９４号
兵庫県姫路市花田町小川783番地１　ＪＣタウン２番館202、従前の住所兵庫県姫路市花田町一本松401番地７　ライフコート市川301
債務者　永井　一幸
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５０１号
兵庫県加古川市別府町別府881番地の１フォレーゼ別府204号
債務者　織田　照彦
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５１３号
兵庫県姫路市北原239番地７
債務者　松井　和商
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５４０号
兵庫県明石市魚住町中尾603番地の17
債務者　藤田美佐子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５４１号
兵庫県加古郡播磨町上野添１丁目７番１－401号、従前の住所兵庫県加古川市平荘町神木294番地の３
債務者　コージースペースデザインこと　鍋嶋　建生
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５４８号
兵庫県高砂市曽根町2865番地の15　グリーンハイツ高砂202号
債務者　池永　瑞紀
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２１４号
奈良県生駒郡平群町西宮２丁目10番36号　岡田ハイツ101号
債務者　岡村　尚子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２９１号
奈良市秋篠町1294番地の１　県住平城団地７－301号
債務者　井上　　光
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　奈良地方裁判所破産係